

薬生食輸発0215第1号
平成31年2月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(米国産グレープフルーツのジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成31年2月5日付け薬生食輸発0205第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、食品、添加物等の規格基準を踏まえ、米国産グレープフルーツに係るモニタリング検査項目を「ストレプトマイシン」から「ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン」に変更し、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3を下記のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成31年 2月5日	米国	グレープフルーツ 及びその加工品(簡 易な加工に限る)	ジヒドロストレプトマ イシン及びストレプト マイシン	IMG CITRUS, INC